

多賀城市公立保育所再編計画

概要版

平成 28 年 10 月

多賀城市保健福祉部保育課

1 計画策定の目的と背景

本市では、平成16年5月に「多賀城市アウトソーシング推進指針」を策定し、その中で公立保育所についても、国の三位一体改革による公立保育所運営に係る経費の一般財源化などの背景もあり、民営化を推進してきた。

平成27年7月には、本市の現状や「子ども・子育て支援新制度」による大幅な制度改革を踏まえて、改めて「児童福祉施設等のアウトソーシング推進基本計画」を策定し、児童福祉施設全般に係る民営化の基本方針を定めた。

一方、少子化や核家族化の進行、児童虐待相談件数の増加など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、公立保育所に期待される社会的機能や役割はむしろ大きくなっている。

このような公立保育所を取り巻く環境の変化や課題に対応するため、公立保育所の今後のあり方を再検討し、その再編を行うことで、「たがじょうすくっぴープラン2」で掲げた“未来を育むまち 史都 多賀城”の推進を図るものである。

2 保育を巡る国の動向

(1)公立保育所への補助金等の廃止

ア 平成16年度から公立保育所への国県運営費負担金の廃止

イ 平成18年度から公立保育所の施設整備に対する国庫補助金の廃止

(2)多様な主体の参入による保育の実施促進

ア 待機児童解消の取組みとして、幼稚園の認定こども園移行、3歳未満児を対象とした地域型保育事業の推進

イ 保育施設の運営主体について、株式会社や学校法人等の多様な運営主体の参入促進

(3)市町村の保育業務の拡大

ア 「子ども・子育て支援新制度」で創設された地域型保育事業の認可及び監査・指導を市町村が行うこととされ、認可保育所等についても、その認可は引き続き都道府県が行うものの、監査・指導の一部について市町村が実施することとされた。

イ 民間保育所への給付費支給業務や保育士の処遇改善に係る業務など、制度が頻繁に改正されており、市町村の担う保育業務や責務は拡大傾向である。

3 本市の現状

(1)公立保育所の施設

ア 本市の公立保育所は現在5か所設置しているが、再建した桜木保育所を除き、昭和44年から昭和54年にかけて建築された木造の建物で老朽化が著しい。

イ 耐震改修は行われているものの、設備の不具合が生じている施設もある。

ウ エアコンの設置や駐車スペースの確保などの要望に対応できていない施設もある。

(2)公立保育所職員の状況

ア 平成11年度採用を最後に保育士の新規採用を行っていない。

イ 平成28年4月時点での正職員保育士は36名、非常勤職員との割合は概ね50%となっている。

ウ 正職員保育士の年齢構成に偏りが生じており、今後10年間で半数以上の職員が定年退職を迎える。

エ 待機児童解消を目的として、保育施設の整備が急速に進んだことにより、保育士が全国的に不足しており、非常勤職員採用も困難な状況となっている。

(3)保育施設の設置状況と待機児童の状況(各年4月1日時点)

ア 保育施設数 平成24年：9か所(保育所9か所)

⇒平成28年：22か所(保育所14か所、小規模保育事業6か所、事業所内保育事業1か所、認定こども園1か所)

イ 保育施設定員 平成24年：750人(保育所750人)

⇒平成28年：1,201人(保育所1,080人、小規模保育事業86人、事業所内保育事業15人、認定こども園20人)

ウ 待機児童数【国定義】※平成24年：31人⇒平成28年：11人

【実待機数】平成24年：57人⇒平成28年：29人

※保育施設の利用申請を行っているが利用に至っていない児童数(実待機児童数)から、保護者が国の定義する事由(就職活動の停止、育児休業復帰後の予約等)に該当する者を除外した全国統計

4 公立保育所の民営化

(1)全国的な状況

- ア 保育所総数 平成21年10月:22, 250か所⇒平成26年10月:22, 992か所(742か所増)
うち公営保育所 平成21年10月:10, 380か所⇒平成26年10月:8, 973か所(1, 407か所減)
- イ 公立保育所の民営化が全国的に進んでいるが、民営化を積極的に進めてきた自治体の中には、民間保育施設の急激な増加や、子育てを取り巻く環境の変化に伴う公立保育所の社会的役割を再検討し、公立保育所に新たな機能を付加しながら再編を行う自治体が増えている。

(2)公立保育所民営化の取組状況

- ア 平成18年 浮島保育所を民設民営化
- イ 平成23年 あかね保育所を民設民営化
- ウ 平成27年 桜木保育所を公設民営化(指定管理)

(3)本市における公立保育所民営化の効果

- ア 保育所運営費(平成27年度決算における一般財源ベース)
公営(4か所平均(平均定員82.5名)の場合:97, 634千円 ⇒ 民営(定員80名)の場合:28, 636千円
⇒民設民営にした場合、約70, 000千円の軽減、公営に比べ1/3以下の一般財源負担で運営可能
- イ 施設整備費 公設の場合:国県補助対象外 ⇒ 民設の場合:2/3の国県補助対象となる。
- ウ 過去の民営化後に実施した保護者へのアンケート調査において、保育内容については一定の評価がされており、一時預り事業などのサービス拡大も行われている。

5 保育を巡る大きな環境変化と本市の保育施策に求められる役割

(1)多様な運営主体の保育事業への急速な新規参入

- ア 待機児童解消に向けて、民間事業者による保育施設整備を積極的に進めた結果、保育施設22か所中17か所が民間保育施設となり、その運営主体としても株式会社等の保育事業への新規参入が急速に進んだ。
- イ 新規参入する民間事業者の中には保育事業の運営ノウハウや職員の経験、スキルが蓄積されていないところもあり、市内保育施設における基本的な保育水準の維持を図る必要が生じている。

(2)国の急速な待機児童対策

- ア 全国的な待機児童解消の機運の高まりを受けて、国では対策を進めているが、抜本的解決には至っていない。
- イ 本市においても、未就学児の人口は横ばいであるものの、共働き世帯の増加等による保育需要の増加や潜在需要の喚起により、待機児童が生じている。一方、保育施設の場所や保育年齢によっては、定員に空きがあることから、保育需要を的確に捉えた整備が求められている。

(3)子育てを巡る大きな変化

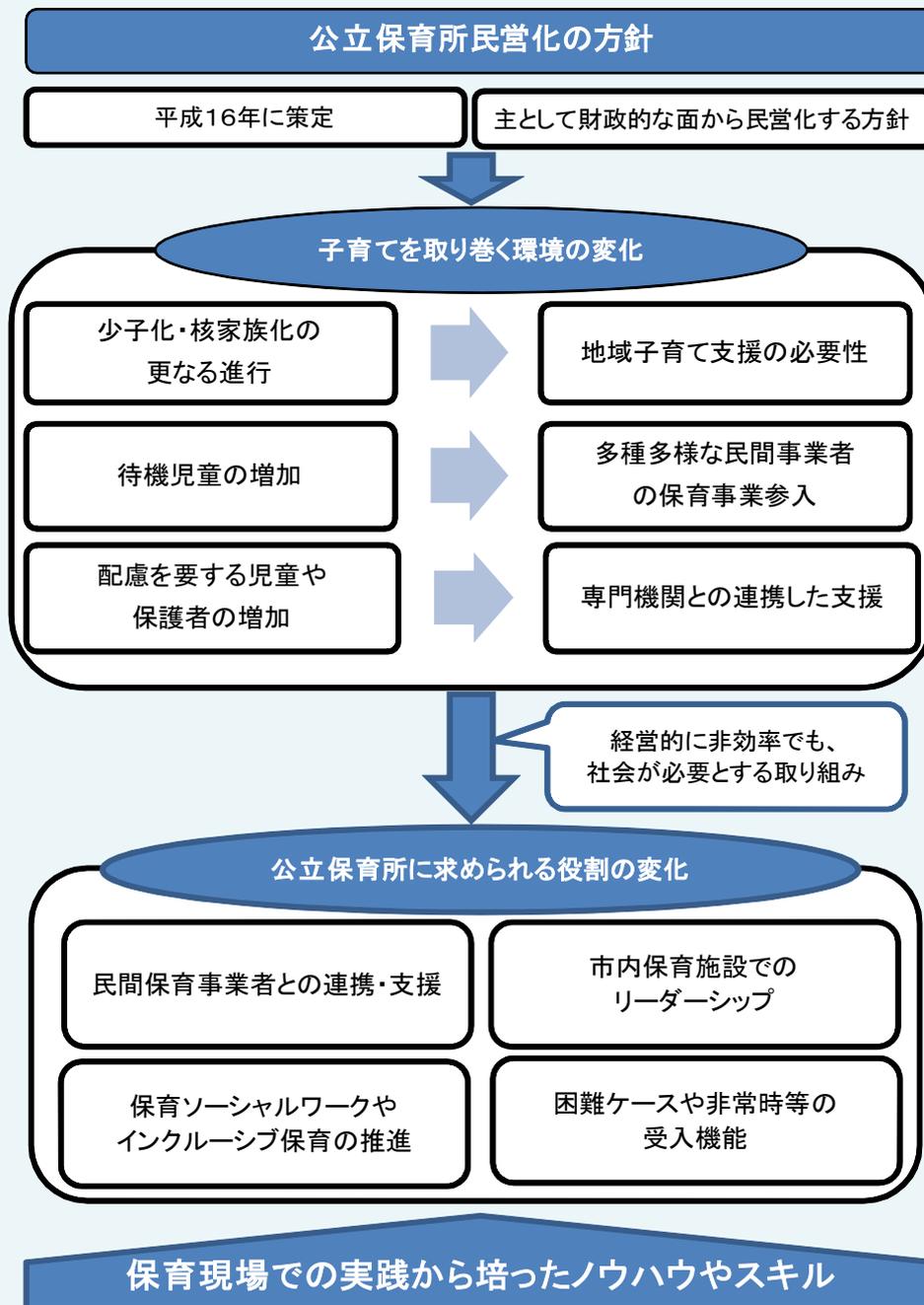
- ア 少子化や核家族化が更に進む中、社会全体での共同保育が急速に失われており、「子育て」が「孤育て」といわれる状況や、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になる保護者の増加など、親になるプロセスが大きく変化し、育児不安が増加している中、これまで家庭や地域で担っていた子育ての機能の多くが保育施設に求められている。
- イ 転出入の多い本市では、特に地域における人との関わりが希薄になりがちであり、平成27年3月に策定した「たがじょうすくっぴープラン2」においても、「社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり」と「家庭教育が重要」という視点を掲げている。
- ウ 乳幼児期の保育の重要性の認識が高まる中、本市の3歳未満児の約6割が在宅で子育てをしており、保育施設を利用していない家庭に対しても、幼児教育、特に集団保育の観点による専門的な支援が求められている。

(4)特別な配慮を要する児童や保護者の増加

- ア 保育施設における特別な配慮を要する児童の割合は、在籍児童の約1割にのぼるといわれており、障害を理由とした差別をしない「インクルーシブ保育」が推進されている中で、児童発達支援センター等と連携したより専門的な支援が求められている。
- イ 児童虐待やDVの発現及び支援の必要な保護者の増加により、子育てが困難な家庭が増えており、その支援にあたっては、日常的に家庭教育を支えている保育施設における、家庭支援が求められている。
- ウ 保育施設での相談内容や支援の方法が多岐にわたるようになってきており、他の福祉サービスの紹介や情報提供を行う「保育ソーシャルワーク」の技術や、小学校等と連携した切れ目のない支援が求められている。

(1)公立保育所のあり方

本市の公立保育所については、主に財政的な面から、民営化することを基本として約10年前に方針が策定されたが、乳幼児期に質のよい保育を提供することの社会的価値として、大きく将来のコストを引き下げるという事実が、OECDの報告書においても明らかになっており、民営化による財政的メリットとともに、子育てを取り巻く社会環境が大きく変化する中でも、質のよい保育や幼児教育を提供していくことの重要性が再認識されており、公立保育所の社会的機能や役割を改めて見直す必要が生じている。



(2)公立保育所の再編

- ア 市全体の保育施策の中心を担う公立保育所を「基幹保育所」と位置付け、機能の追加と強化を図る。
- イ 公立保育所の運営には財政的制約があることから、基幹保育所は必要最低限の施設数とする必要がある。そのことから、市内18か所の民営保育施設との連携支援を担うことや災害等の非常時のセーフティネットの機能を担うことを考慮すると複数箇所を離れた場所に設置することが望ましいため、市役所を中心に、東側8施設、西側10施設の拠点として2か所を基幹保育所として位置付け、地域性を加味したきめ細やかな支援を行う。
- ウ 保育を巡る環境が日々変化する中で、その変化に的確に対応していくため、基幹保育所の役割や位置付け等は10年を目処に見直すこととし、その間においても必要に応じて見直すこととする。
- エ その他の公立保育所3か所については、民営化等を図る。

7 基幹保育所

(1)基幹保育所の設置

ア 東側の拠点となる基幹保育所は、建設時の補助金活用の関係から、当分の間、民設民営化ができず、かつ新たな施設整備が不要な「桜木保育所」とする。

イ 西側の拠点となる基幹保育所は、現在最も西側に位置する「志引保育所」とする。

(2)基幹保育所の機能

ア 市内保育施設間の連携支援

支援者向けの各種研修や連携事業の実施、意見交換や相談支援の実施、保育所運営ガイドラインの作成等

イ 特別な配慮を必要とする児童・保護者に対する取組

関係機関と連携した切れ目のない支援の実施、太陽の家での障害児支援の経験を活かしたノウハウ提供、民間施設で受入困難な子どもの受入等

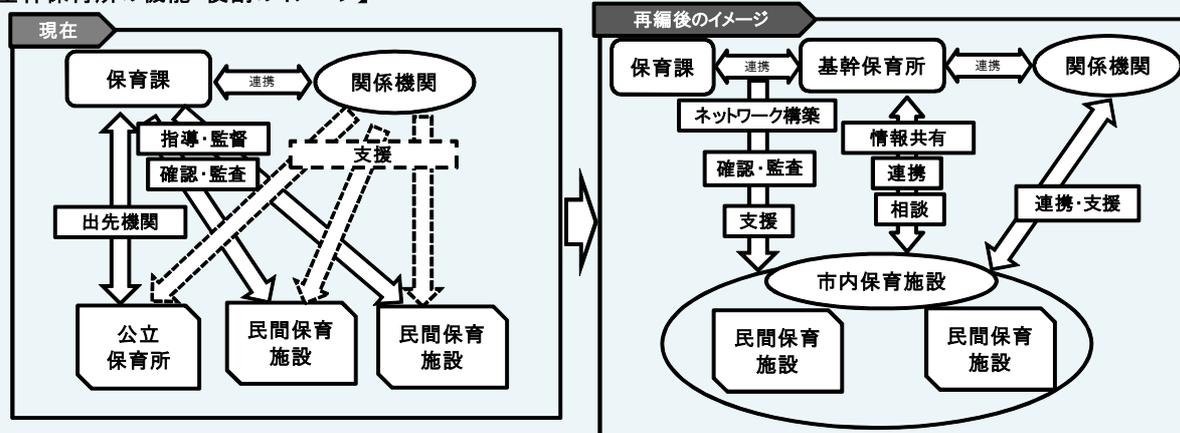
ウ 子どもに関わる施設とのネットワーク形成

関係機関との会議や研修会の実施、保幼小連携事業の実施、民間保育施設と関係機関の連携支援等

エ 地域の子育て支援拠点としての機能

集団保育の体験を通じた保護者支援、民間保育施設の地域子育て支援事業の連携推進、他の機関と連携した地域子育て支援事業の実施、子育て講演会等の家庭教育事業の実施等

【基幹保育所の機能・役割のイメージ】



8 公立保育所民営化とその手法等

(1)民営化保育所

ア 笠神保育所 民営化目標年度:平成31年度

園庭等を活用した現地建て替えが可能で、建築年度も2番目に古いため民営化の最優先施設とする。

民営化目標年度は、全国的な保育士不足等により、対象法人決定後の職員確保などの準備に相当の時間を要することが見込まれることから、平成31年度とする。

イ 鶴ヶ谷保育所 民営化目標年度:平成32年度

隣接の公有地を活用した建て替えが可能。建築年度は1番古いものの、土地の利用調整に時間を要するため、民営化目標年度を平成32年度とし、民営化の優先順位を2番目とする。

ウ 八幡保育所 民営化目標年度:未定

接続する道路が狭く現地建て替えは困難で時間を要することが想定される。近隣に保育所が整備されており、将来の保育需要の低下によっては、規模の縮小や廃止の選択肢も想定されることから、具体的な目標年度は設定せず、保育需要等の変化に応じて再度検討することとする。

(2)民営化の手法等

ア 建物は無償譲渡、土地は当面10年間無償貸与とし、民営化後は選定事業者により速やかに建物の建て替え等を行うことを必須とする。

イ 運営主体は、保育の継続性や安定性の担保が必要なことから、近隣市町において認可保育施設を運営している社会福祉法人又は学校法人とする。

ウ 選定方法は、原則として一般公募とし、選定にあたっては外部有識者や保護者代表等による選定委員会を設置し決定する。

エ その他、選定後の保護者への説明の実施や合同保育等を実施し、児童と保護者に配慮しながら進める。

9 今後の課題等

(1)施設

- ア 基幹保育所として位置付ける志引保育所については、老朽化対策はもちろん、基幹保育所としての機能を果たすための施設整備が必要となる。
- イ 民営化対象とした施設であっても、民営化実施年度が未定の八幡保育所については、老朽化、安全対策の面から、修理・修繕が必要となる。

(2)職員

- ア 平成28年度に定年を迎える職員が退職すると、正職員を充てることが原則とされているクラス担任の業務等、責任が求められる仕事を非常勤職員が担うこととなる。
- イ 非常勤職員も平成28年度で5年目となる職員が8名おり、現在の保育士不足の状況を鑑みると、今の雇用条件で必要数を確保することは困難である。
- ウ 民営化前でも、早い段階で正職員採用を行うとともに、非常勤職員についても処遇改善等により保育士確保を行う必要がある。
- エ 基幹保育所の業務を推進するため、保育士は本庁勤務も経験する等、今後の保育行政を担う人材育成を図る必要がある。

(3)桜木保育所の運営

- ア 現在指定管理者による運営(指定管理期間:平成27年度から平成31年度)としている桜木保育所は、基幹保育所の候補に位置付けているため、指定管理の廃止に向けた調整が必要である。

参考1 今後5年間のスケジュール案

年度	鶴ヶ谷保育所		笠神保育所		志引保育所		八幡保育所		桜木保育所	
	運営形態	備考	運営形態	備考	運営形態	備考	運営形態	備考	運営形態	備考
H29年度	公設公営	土地活用協議	公設公営	民営化準備事業者選定	公設公営	基幹保育所準備	公設公営		公設民営(指定管理)	指定管理者との協議
H30年度	公設公営	民営化準備事業者選定	公設公営	合同保育開始	公設公営	↓	公設公営		公設民営(指定管理)	↓
H31年度	公設公営	合同保育開始	民設民営	民営化	公設公営	基幹保育所開始	公設公営		公設民営(指定管理)	指定管理期間終了
H32年度	民設民営	民営化	民設民営		公設公営		公設公営		公設公営	基幹保育所開始
H33年度	民設民営		民設民営		公設公営		公設公営		公設公営	

参考2 多賀城市公立保育所再編計画策定の経緯

実施日	会議等の名称	備考
平成27年7月	児童福祉施設等のアウトソーシング推進基本計画策定	
平成28年6月から同年9月	公立保育所運営検討会 全8回開催	保育士10名で構成
平成28年10月13日	公立保育所所長会	計画内容の説明
平成28年10月17日	行政経営会議	
平成28年11月5日	公立保育所職員報告会	正職員対象に開催